

中小企業等は上限20万円 個人事業主は上限10万円 支援が受けられます！

◆給付対象者・対象要件（すべての要件に該当）

- (1) 町内に本社機能（所在地）を置く法人（中小企業等）、個人事業主、その他法人（NPO法人等）又は町内に事業所を置く商工会会員事業者
- (2) 令和3年11月以降の任意の連続する2か月の売上額が、平成30年11月から令和2年3月までの同じ2か月と比較して減少している事業者。ただし、申請日において創業後1年未満の事業者は除く。
- (3) 鷹栖町暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない事業者
- (4) 鷹栖町町税等の滞納者に対する行政サービス制限措置に関する条例に規定する町税等を滞納していない事業者
- (5) 生産費高騰対応緊急農家支援事業（町補助）に該当しない事業者
- (6) 医療・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業（道補助）に該当しない事業者
- (7) 児童福祉施設等物価高騰対策支援事業（道補助）に該当しない事業者

◆支援金の額

令和3年11月以降の任意の連続する2か月の売上額が、平成30年11月から令和2年3月までの同じ2か月と比較して減少している場合、

直近の1事業年度の水道光熱費及び燃料費（ガソリン・軽油等）の実績額×15%×1/2（千円未満切捨て）

※申請日において、創業後1年未満の事業者の場合、

令和4年1月から11月までの任意の一月の水道光熱費及び燃料費（ガソリン・軽油等）の実績額×12月×15%×1/2（千円未満切捨て）

対象者	支援金上限額
法人（中小企業等）、その他法人（NPO法人等）、 飲食業を営む事業主、運輸業を営む事業主	上限20万円
上記に該当しない個人事業主	上限10万円

※算定方法の詳細については、裏面フローチャートを参考にしてください。

◆申請方法

鷹栖町ホームページから申請書等をダウンロードして、以下の添付資料とともに裏面の申請窓口まで提出してください。

【申請者全員に共通】

- (1) 鷹栖町事業者等原油価格・物価高騰対策支援金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 売上額の比較対象となる月が含まれた事業年度の確定申告書類（申請日において、創業後1年未満の事業者は除く）
法人 …確定申告書別表一（写）、法人事業概況説明書（写）
個人事業主…確定申告書第一表（写）、所得税青色申告決算書（写）（青色申告者）、収支内訳書（写）（白色申告者）
- (3) 比較対象年月の売上額がわかる書類（申請日において、創業後1年未満の事業者は除く）
法人 …法人事業概況説明書（写）
個人事業主…所得税青色申告決算書（写）（青色申告者）、売上台帳等（写）（白色申告者）
- (4) 直近の1事業年度の水道光熱費及び燃料費（ガソリン・軽油等）の実績額がわかる書類
法人 …損益計算書（写）、販売費及び一般管理費の計算内訳（写）
個人事業主…所得税青色申告決算書（写）（青色申告者）、収支内訳書（写）（白色申告者）
※水道光熱費及び燃料費の実績額が上記書類にて確認できない場合には、その他決算関係書類（写）
※申請日において、創業後1年未満の事業者は、領収書等（写）
- (5) 町税等納付状況調査同意書
- (6) 申請者名義の振込先口座情報がわかる部分の通帳（写）
- (7) 飲食店営業許可証（写） ※飲食業の方のみ
- (8) 一般旅客自動車運送事業者、自動車運転代行業者、一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、貨物軽自動車運送事業者については、それを証する書類（写） ※運輸業の方のみ

【個人事業主のみ】上記（1）～（8）に加えて、個人事業主の方は以下の書類を添付してください。

- (9) 本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）（写）

◆申請期限

令和5年2月28日（火）まで